

生命
保険離婚後も保険金の受取人が
前妻となつていているなど
受取人をきちんと確認していない

落とし穴 32

！ 裁判で争われることもあるので契約内容を整理する

生

命保険の契約手続きの際、
今では、保険金受取人欄

には、契約者との関係、受取人の氏名と生年月日、それに住所まで書かせるようになってい

この「受取人」を巡って争いが生じることも少なくない。いくつかのケースもとにみていこう。

①受取人は前妻か後妻か

離婚のとき、財産分与や慰謝料、養育費等のごとは意識するが、生命保険の受取人欄についてはどうだろうか。生命保険の受取人の変更は、(契約者と被保険者が同一なら)契約者だけで

手続きができる。だが実際は、離婚してもそのままにしているケースが多いのではないだろうか。

例えば相続発生時、図表のように受取人欄に「妻B」と書かれた契約では、死亡保険金を請求することができるのは、誰になるのだろうか。受取人は「B」が指定されているが、相続発生時には離婚していて、「妻」の地位にはない。相続発生時の「妻」はCだ。しかし、受取人欄にはCの名前がない。

要するに「B」が受取人なのか、「妻」が受取人なのか、と

いう問題だ。

最高裁判所まで争われたケースだが、最高裁判所が出した結論は「B」だった。

最高裁判所の判断は「Bという氏名をもって特定された者が受取人として指定された」ということで、Bの氏名とともに併せて書かれている「妻」という表示は受取人としての意味を示すものではない、ということだった。つまり、Bは離婚により妻としての地位を失ったが、(受取人の変更手続きをしていないので)死亡保険金受取人と

しての地位は失っていない、という判断なのだ(最高裁判所・昭和58年9月8日判決)。

なお、本件の第一審では、離婚とともに妻の地位を失うのだから、同時に死亡保険金受取人としての地位も失う、という判決だった(大分地方裁判所・昭和56年2月17日判決)。

1件につき1人の受取人を指定するほうがもめにくい

②受取人が複数指定された契約

1件の契約で「受取人A・50%」「受取人B・30%」「受取人C・20%」というように、複数の受取人が指定され、受取割合が「%」で表示されているケースがある。このケースでは、死亡保険金は指定された割合で、A、B、Cのそれぞれの固有の権利となるが、問題なのは死亡保険金の支払われ方だ。

受取人の間で代表者を例えばCと定めると、Cの名義の金融機関口座に死亡保険金がまとめ